

始まります！

# 税の申告受付

【詳細】

市民税課 ☎ 381-1012

## ▼確定申告・住民税申告 どんな人が必要になる？

### ■確定申告

#### 【給与収入のある方】

● 給与の収入金額が2千万円を超える方

● 給与を1か所から受けていて、給与、退職金以外の所得が20万円を超える方

● 例：給与を1か所から受けていて公的年金等による収入金額が80万円（令和4年1月1日時点で65歳以上の方は130万円）を超える方

● 2か所以上から給与を受けている方※給与の収入金額の合計額によっては申告不要になる場合があります。

#### 【寄附をした方】

● 定められた団体に2千円を超える寄附をして、寄附金控除を受ける方

● ※6か所以上の自治体によるさと納税をした方

● ※5か所以内の自治体による

さと納税し、ワンストップ特例制度を利用していない方

#### 【公的年金収入のある方】

● 公的年金収入が合計400万円を超える方

● 公的年金収入が合計400万円以下で、それ以外に20万円超の所得がある方

● ※公的年金収入が400万円以下でそれ以外の所得が20万円以下の方

### ■住民税申告

● 円以下の方は、確定申告不要ですが、各種控除申告をすることで所得税の還付を受ける方（※1）は確定申告が必要です。

● 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費など）の変更や追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります）

● 公的年金収入が合計400万円以下で、20万円以下の公的年金以外の所得がある方

● 給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方

● 所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方  
※札幌東税務署では住民税申告は受け付けていません

### ※1 確定申告が必要ない方でも税金が還付される場合があります

● 各種控除を申告することで、納めすぎた所得税が還付される場合があります。所得税の還付を受ける方は札幌東税務署、市民会館で申告してください。※所得税が還付されない場合でも住民税申告を行うことで住民税が減額される場合があります。

### 申告の義務がない方でも申告が必要となる場合があります

● 上記に該当せず、住民税（市・道民税）が非課税の方は申告の義務がありませんが、所得証明書などが必要な方は、市に課税資料がないことにより発行できない場合があります。申告をおすすめします。

● また、国民健康保険や後期高齢者医療制度などに加入されている方は、軽減判定や所得区分判定により必要となる場合があります。（軽減が受けられない場合があります）

- 国民健康保険  
国保年金課 ☎ 381-1028
- 後期高齢者医療制度  
医療助成課 ☎ 381-1403



## ▼ 申告会場や日程

	申告会場					
	市民会館 21 号室		大麻集会所 (市役所大麻出張所 2 階)		札幌東税務署 ※3 (札幌市厚別区厚別東4条4丁目8番8号) ☎ 897-6111	
日程	2月4日(金)～3月15日(火) 閉庁日(土・日・祝日)を除く ※1		2月1日(火)～2月2日(水)		2月16日(水)～3月15日(火) 閉庁日を除く(土・日・祝日)、2月20日(日)27日(日)は受け付けます	
開場	8:45		8:45		8:30	
受付時間	9:00～11:30 13:00～16:00 3月15日(火)は14:30まで		9:30～11:30 13:00～15:45		9:00～16:00	
受付可能な申告の種類	住民税申告	確定申告	住民税申告	確定申告	住民税申告	確定申告
	○	一部※2	○	×	×	○
事前予約	あり(下記のとおり)		なし		あり (国税庁LINE公式アカウントから入場整理券の事前発行ができます)	

混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります

※1 確定申告は、3月15日(火)まで。以降は市役所で受け付けできませんので、札幌東税務署へご相談ください

※2 給与収入、年金収入などの雑収入がある方の還付申告を受け付けます

※3 入場整理券を配布します。(事前発行していない場合は、当日配布します)混雑時は、後日来場となる場合もあります。詳細は、札幌東税務署にお問い合わせください

### 市民会館で受付できない確定申告

●住宅借入金等特別控除を受ける方 ●給与収入があり特定支出控除を受ける方 ●個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方 ●不動産貸し付けで収入のある方 ●配当収入(株式など)申告を行う方 ●土地や建物、株などを売り収入を得た方 ●災害・盗難などで一定額以上の被害にあった方 ●更正請求や修正申告を行う方 ●退職金の申告を行う方 ●株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方

## ▼ 申告に必要なもの

### □ マイナンバーカード

未取得の方は通知カード※+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※通知カードは記載事項(氏名、住所など)に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限り有効

※通知カードが手元がない場合は住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)

### □ 申告者名義の預貯金の口座番号

(還付申告者のみ)

### □ 令和3年1月～12月の収入金額、経費などを証明できる書類(源泉徴収票、領収書など)

### □ 控除に関する書類

- 前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書
- 前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各種控除証明書、口座振替済通知書や領収書(国保税・介護保険料の口座振替済通知書は1月中旬頃発送予定)
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- 医療費控除の明細書※領収書の提出では控除を受けられません。必ず来場前に作成してください。
- 寄附金の証明書

### ● 予約枠

- ・期間中の9時から11時30分、13時から16時まで
- ・での中で30分単位。(土日祝日を除く)
- ※3月15日(火)のみ14時30分まで

### ● 予約方法

- ・WEB: 右下QRコードの予約サイトから24時間受け付け
- ・電話: 専用ダイヤルへ電話(平日8時45分～17時15分)
- ☎ 080-7665-2589 または ☎ 080-7680-2466

※電話予約は混み合うことが予想されます。つながりにくい場合は、時間をあけていただくかWeb予約をご利用ください。

### ● 受付期間

- ・WEB: 希望日の5日前まで
- ・電話: 1月28日(金)まで



予約サイト

◆ 留意点

- ・夫婦など複数人で申告する場合、1人1枠ずつの予約が必要
- ・医療費控除がある場合は事前に明細書を記載してください
- ・当日の混雑状況によって予約した開始時刻より遅れる場合があります
- ・予約受付後に変更するときは受付期間内に連絡をお願いします
- ・当日、予約時間までに来場されない場合はキャンセル扱いになります
- ・12月から予約を開始しています。希望の日時に沿えない場合もありますので予約は早めにお願います。

▼ WEB・電話の事前予約が便利(市民会館のみ)

市民会館で受け付け予定の確定申告・住民税申告は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大状況を鑑み、一部事前予約制を導入して感染防止に配慮し実施します。予約なしでも申告できますが、予約者が優先になります。